# 「宇土市」及び「合志市」が実施している「こども医療費助成事業」に係る 助成内容の変更について(お知らせ)

# 1【宇土市】

(1) 自己負担額及び制度名称 ※改正前後比較表参照

	自己負担額及び制度名称	
対象年齢	改正前	改正後
		(令和5年1月診療分から)
	自己負担なし	
0~未就学児	(全額助成)	
	【乳幼児医療費助成制度(緑色】	<u>自己負担なし</u>
小学生~中学生	通院:医療機関ごと 1, 000 円/月	(全額助成)
	入院:医療機関ごと 2,000円/月	【子ども医療費助成制度(青色】
	【こども医療費助成制度(桃色】	

# 2【合志市】

(1) 医療費助成事業の対象者 満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの者

#### (2) 自己負担額 ※改正前後比較表参照

	自己負担額		
対象年齢	改正前	改正後	
		(令和5年1月診療分から)	
0~15 歳児	自己負担なし	<b>→</b> ¬ <b>/</b>   <b> </b>   <b>/</b>	
0 10 成功	(全額助成)	自己負担なし	
<u>16~18 歳児</u>	助成対象外	<u>(全額助成)</u>	

# 3 助成事業の変更時期 令和5年1月診療分から

# 4 その他

- (1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容(対象年齢、自己負担等)が異なりますので、窓口において受給者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
- (2) 医療費助成事業の助成内容の変更に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう、必要に応じて変更等をお願いいたします。